

議案第 67 号

渋川市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

渋川市選挙公報の発行に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「添え」を「添えて」に改め、同条第 2 項中「前項の掲載文については、」を削り、「自覚し」の次に「、前項の掲載文には」を、「記載し」の次に「、又は記録し」を加える。

第 4 条第 1 項及び第 3 項中「申請」を「規定による申請」に改める。

第 5 条第 1 項中「選挙公報は、」を「委員会は、選挙公報を」に改める。

第 6 条中「法」を「委員会は、法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公職選挙法の一部改正及び条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

渋川市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（掲載文の申請）</p> <p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添えて、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 _____ 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し、又は記録してはならない。</p> <p>（選挙公報の発行手続）</p> <p>第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。</p> <p>（選挙公報の配布）</p> <p>第5条 委員会は、選挙公報を当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに、配布するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（選挙公報の発行を中止する場合）</p> <p>第6条 委員会は、法第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。</p>	<p>（掲載文の申請）</p> <p>第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添え、委員会の指定する期日までに、文書で委員会に申請しなければならない。</p> <p>2 前項の掲載文については、候補者は、その責任を自覚し _____、他人の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも選挙公報としての品位を損なう事項を記載し _____ てはならない。</p> <p>（選挙公報の発行手続）</p> <p>第4条 委員会は、前条第1項の申請 _____ があったときは、掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 前条第1項の申請 _____ をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。</p> <p>（選挙公報の配布）</p> <p>第5条 選挙公報は、 _____ 当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに、配布するものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（選挙公報の発行を中止する場合）</p> <p>第6条 法 _____ 第100条第4項の規定に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報発行の手続は、中止する。</p>